

## I. はじめに

先月から2回にわたって、3月決算企業の期末決算に向けた留意事項を紹介しています。今回は会計編と税務編をお届けしました。今回は開示編と金融庁が実施する有価証券報告書レビューの概要です。最後には、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う決算上の対応(続編)も取り上げます。ぜひ貴社の決算業務にお役立てください。

## II. 開示編

投資判断に必要とされる情報の充実と情報の信頼性・適時性を確保するために、金融審議会から「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」が公表され、2019年3月期の有価証券報告書から記載内容の充実が図られています。今回は、このうち2020年3月期から適用される改正点を紹介します。

改正項目	2019/3	2020/3
主要な経営指標等の推移	✓	
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等		✓
事業等のリスク		✓
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)		✓
コーポレート・ガバナンスの概要	✓	
監査の状況		
● 監査役会等の活動状況		✓
● 監査法人の継続監査期間		✓
● 監査法人の選定方針・理由	✓	
● 監査役会等による監査法人の評価	✓	
● ネットワークファームへの報酬等	✓	(*1)
● 監査役会等による報酬の同意理由	✓	
役員報酬等	✓	
株式の保有状況	✓	

(\*1) 経過措置により2020年3月期からの適用可

(\*2) 2020年3月期から適用される項目はいずれも早期適用可

### (1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

記述情報の中でも特に経営判断の根幹となるものであり、開示にあたっては、経営者が作成の早期の段階から関与し、取締役会や経営会議における議論を適切に反映することが大事です。また、各セグメントにおける具体的な方策の遂行に向け、資金を含めた経営資源がどのように配分・投入されるかを明らかにすることが望ましいとされています。

経営環境(例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明を含め、企業の事業の内容と関連付けて記載する。

また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等(いわゆるKPI)を設定している場合には、当該KPI、算出方法、なぜそのKPIを利用するのかについて説明します。このKPIには、ROEやROIC(投下資本利益率)などの財務KPIのほか、契約率等の非財務KPIも含まれます。特に、コーポレートガバナンスの観点からは、資本コストを意識した経営が行われることが重要であり、資本コストに関連するKPIが設定されることが望ましいと考えられます。

### (2) 事業等のリスク

一般的なリスクの羅列ではなく、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を具体的に記載することが求められます。

企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性があるとして経営者が認識している主要なリスクについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載する。また、開示に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載する。

なお、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって、虚偽記載の責任を問われるものではありませんが、経営者が認識している主要なリスクについて敢えて記載をしなかった場合、虚偽記載に該当することがあり得ると考えられます。

### (3) MD&A

単に財務情報の数値の増減を説明するにとどまらず、事業全体とセグメント情報のそれぞれについて、当期における主な取組み、当期の実績、増減の背景や原因についての深度あ

る分析、その他当期の業績に特に影響を与えた事象について、認識している足許の傾向も含めて、経営者の評価を提供することが期待されます。これらの記載にあたっては、企業が設定したKPIと関連付けた開示を行うことが望ましく、KPIに関連して目標数値が設定されている場合には、その達成状況を記載することが考えられます。

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。その際、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を、経営方針・経営戦略等の内容のほか、有価証券報告書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載する。

また、次の記載項目が新たに追加されました。

- ① キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
- ② 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

①については、キャッシュ・フロー計算書の個別の記載項目にとられることなく、企業が得た資金をどのように成長投資、手許資金、株主還元へ振り分けるかについて、KPIを踏まえて記載することや、フリー・キャッシュ・フローに着目した分析等の開示が考えられます。

資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な使途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。

②については、会計基準における見積り要素が増大する中、企業の業績に予期せぬ影響が発生することを減らすため、充実した開示が行われることが求められます。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、会計方針を補足する情報を記載する。

なお、記載すべき事項の全部又は一部を「経理の状況」の注記に記載した場合は、そちらを参照することができます。

#### (4) 監査の状況

提供される情報の信頼性・適時性を確保するために、次の項目の開示が新たに求められるようになります。

#### ① 監査役会等の活動状況

監査役会等の開催頻度、主な検討事項、個々の監査役等の出席状況、常勤監査役の活動等を記載します。

#### ② 監査法人の継続監査期間

連続して監査業務を行っている期間を「〇年間」や「〇年以降」と記載します。この期間には、上場前の監査期間や合併前の監査法人による監査期間も含まれます。

また、前掲表(\*1)の経過措置を適用している場合には、今回から、監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容も開示することになります。

### III. 有価証券報告書レビュー

金融庁は、有価証券報告書の記載内容の適切性を確保するため、各財務局と連携し、毎年「有価証券報告書レビュー」を実施しています。レビュー対象に選定された企業は、各財務局から届いた質問状に回答・返信しなければなりません。この3月に公表された2020年3月期の重点レビュー項目は次のとおりです。

- ① 上記「II. 開示編」の改正内容
- ② セグメント情報
- ③ 顧客との契約から生じる収益

②については、セグメントごとの記載が望ましいとされている経営方針等との関連性・整合性に留意してください。③については、主に指定国際会計基準を任意適用する企業を対象に、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用状況が審査されます。これには会計処理や連結財務諸表の表示に加え、注記も含まれます。

また、上記と同時に前期（2019年3月期）のレビュー結果と留意点も公表されました。特に前掲表のうち2019年3月期から適用されている改正項目に関する指摘事項が今回も改善されない場合、訂正報告書の提出を求められる可能性があります。Vol.47「有価証券報告書の記載内容の改正」や金融庁が公表する「記述情報の開示の好事例集」を参考に、併せて記載内容の正確性を確認してください。

#### ● 有価証券報告書の記述情報（役員の報酬等）

- 業績連動報酬の額の決定方法に具体性がないほか、指標の目標や実績等の記載がない
- 役員報酬の算定方法の決定権者、その権限や裁量の範囲に具体性がない
- 報酬額の決定過程における取締役会等の活動内容の記載がない、あるいは具体性がない

● 有価証券報告書の記述情報（株式の保有状況）

- 純投資目的とそれ以外の投資株式の区分の基準や考え方の記載がない
- 純投資目的以外の投資株式の保有方針や保有の合理性に具体性がない
- 純投資目的以外の投資株式が増加した理由について記載がない

経理の状況に関連する会計処理や注記についても次のとおり指摘されています。

● 税効果会計

- 税効果会計基準の一部改正により追加された評価性引当額や繰越欠損金に関する注記について、一定の重要性があると考えられる場合にも、必要な事項の記載がない

● 関連当事者取引

- 重要性の判断基準を超える取引があるものの、質的に重要性がないと判断したか又は残高のみで重要性を判断し、注記されていない
- 一般の取引と同様であることが明白ではないものの、関連当事者との取引が注記されていない
- ストック・オプションの権利行使による株式の発行について、開示対象との認識が漏れていた
- 提出会社の役員等が代表者を務めている会社との取引について、調査票等に当該質問項目がなく、関連当事者との取引の識別の網羅性の確保に懸念がある

● ストック・オプション

- 権利確定日以前の各会計期間における費用計上額を合理的な方法に基づいて算定していない
- 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続しているにもかかわらず、注記を記載していない
- ストック・オプション等関係注記の単価情報において、異なる単位（個、株）が混在しており、不明瞭な開示となっている

● 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

- 1株当たり情報に関する注記及び連結株主資本等変動計算書注記において、自己株式として計上された信託に残存する自社の株式に関連する注記等を記載していない
- 株式等の状況において、役員・従業員株式所有制度の内容の開示を記載していない

IV. その他の留意すべき事項

新型コロナウイルスは今なお感染拡大を続けており、企業の事業活動や業績への悪影響が長期化しています。先月号でも紹介したとおり、この3月決算においては次の事項に留意してください。

- 棚卸資産や有価証券の評価
- 固定資産（のれん含む）の減損
- 繰延税金資産の回収可能性
- 貸倒引当金や負債性（事業撤退損失、店舗閉鎖損失、リストラクチャリング等）引当金の計上
- 子会社（特に海外）の連結パッケージ入手時期
- 継続企業の前提に関する検討
- 修正・開示後発事象の有無
- 新型コロナウイルス関連の開示書類への記載

また関係各所からの通知としては、あらたに東京証券取引所からリスク情報の早期開示のお願いや新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過となった場合に上場廃止基準の改善期間を延長（1年→2年）する方針が公表されています。

◆ 東京証券取引所

[新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い](#)（2/10）

[新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について](#)（3/18）

◆ 金融庁

[新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について](#)（2/10）

◆ 法務省

[定時株主総会の開催について](#)（2/28）

なお、先月号の発行時点で公開草案であった「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」と「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の確定版が3月31日に公表され、今回の決算から早期適用することができます。また、グループ通算制度に移行する税制改正法が3月27日に成立しましたが、改正前の税法規定に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断することができる取扱いも確定版が公表されました。この取扱いを適用する場合は、改正前の税法規定に基づいている旨を注記する点を忘れないでください。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>